

編 集 方 針

『会計』に掲載する論文等は、編集委員会が依頼する原稿（依頼原稿）であり、具体的には次のものを対象とする。すなわち、研究大会および地域部会における統一論題報告（編集委員会が依頼する特別講演等を含む）に基づく原稿、編集委員会が依頼する特定のテーマに関わる原稿、特集として編集委員会が企画する誌上パネル・ディスカッションに基づく原稿、その他である（機関誌『会計』編集委員会運営内規六）。

かかる基本方針に基づき、姉妹誌『会計プログレス』では現在掲載の対象とされていない上記の企画等に係る依頼原稿を、原則として特集論文の扱いで掲載する。このような趣旨から、依頼原稿の掲載に当たっては、査読を行わない。

学会活動の成果のこうした記録・公開を通じて、会計研究のさらなる深化と発展に貢献することを目指す。

機関誌『会計』編集委員会運営内規

制定 2025（令和7）年8月26日

（趣旨）

一 会則第三条第二号による機関誌『会計』編集委員会（以下、「編集委員会」という。）の運営は、本内規によって行うものとする。

（構成）

二 委員会は、委員長、委員および担当幹事で構成する。

2 委員長は、研究を担当する理事（以下、「研究担当理事」という。）のうちから会長が指名し理事会の承認を求める。

3 委員は、次の者から構成される。

（1）研究担当理事（正副）

（2）地域部会長

（3）研究分野を勘案して、委員長が指名する若干名

（任期）

三 委員長の任期は3年とし、会長の任期を超えない。再任は妨げない。

2 委員および幹事の任期は1年とする。再任は妨げない。

（業務内容）

四 編集委員会は、機関誌『会計』（以下、「会計」という。）の編集および発行に関する業務を担当する。

2 編集委員会は、必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。

3 編集委員会は、原稿の枚数、内容等によって、その掲載を拒否ないし制限することができる。

（『会計』の発行）

五 年4回発行する。ただし、当分の間、年2回とし200頁を目途として発行する。

（掲載内容）

六 『会計』に掲載する論文等は、編集委員会が依頼する原稿（以下、「依頼原稿」という。）とする。

- (1) 研究大会および地域部会における統一論題報告（特別講演等を含む）
- (2) 編集委員会が依頼する特定のテーマに関わる原稿
- (3) 特集として企画される誌上パネル・ディスカッション
- (4) その他

（執筆者の資格）

七 六による依頼原稿の執筆者は本会の会員および編集委員会が認める者とする。

（著作権）

八 『会計』に掲載された原稿の著作権は、原則として本会に帰属するものとする。

附則

一 本運営内規の改廃は編集委員会において委員の過半数の賛成によって決定し、理事会の承認を得なければならない。

二 本運営内規は、2025（令和7）年8月26日から施行する。